

# 24条から考える自民党改憲草案



## 家族像と家族的責任の押しつけを許さない!

### ■憲法 24 条■

1 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

① メイン報告 吉田容子(弁護士)

② 保育・介護の現場から 24 条を考える

③ フリーディスカッション

④ まとめとコメント 岡野八代(同志社大学

大学院グローバル・スタディーズ研究科教授)

日時 10月22日(土) 14時~17時

会場 東本願寺しんらん交流館・会議室

(花屋町烏丸西入る)

参加費 200円(資料代)

※保育コーナーあります

主催 戦争アカン! 京都おんなのレッドアクション

協賛 24条変えさせないキャンペーン

